

調査報告書

平成 27 年 1 月 29 日

学校法人広島女学院 御中

広島女学院維持会問題第三者調査委員会

第 1 委員会設置の経緯・目的・構成等

1 委員会設置の経緯

(1) 学校法人広島女学院について

学校法人広島女学院（以下「法人」、「学校法人」あるいは「広島女学院」ともいう）は、明治 19 年に開学した広島女学会を前身とし、昭和 26 年に認可された学校法人であり、広島女学院大学、広島女学院高等学校、広島女学院中学校および広島女学院ゲーンズ幼稚園の各私立学校を設置経営している。

(2) 広島女学院維持会について

広島女学院維持会（以下「維持会」という）は、法人が教育内容充実のための諸施設・設備の整備等を行うにあたって、その財的基盤の強化維持に協力することを目的として、平成 4 年 5 月 22 日に発足した任意団体である。

(3) 問題発覚の端緒とこれまでの調査等の経緯

平成 26 年 3 月に、法人の内部監査室に対し「維持会に収めた会費に対し、法人名で領収証が発行されているのはおかしいのではないか」という旨の指摘が法人職員からなされた。

これを受けて、平成 26 年 5 月に法人内部において維持会の会計に関する事務処理の適正性等を調査するために、「広島女学院維持会運営上発生した問題に関する調査・対策委員会」を設置した（構成員は外部弁護士、法人事務局長および同内部監査室長の 3 名、以下「調査・対策委員会」という）。

調査・対策委員会は、主として、長年維持会の会計事務を担当していた法人の元事務局長である A からの聴き取りを中心に上記問題に関する事実調査を行った。その結果、維持会会計において多額の用途不明金が存在すること

等が判明した。この調査結果を踏まえ、さらに維持会において発生した税額控除、使途不明金等の問題および学校法人広島女学院の内部統制の問題について、原因調査および実態解明を行い、責任の所在を明らかにし再発防止策を講じることなどを目的として、平成 26 年 12 月に法人外部の者のみで構成する「広島女学院維持会問題第三者調査委員会」（以下「本委員会」という）が発足した。

2 調査項目

本委員会は、調査・対策委員会の調査報告内容を検証しつつ、次の事項について調査・検討を行った。

- (1) 平成 14 年 10 月 1 日の文部科学事務次官通知が遵守されなかった原因
- (2) 税額控除証明書の写しが不適切に維持会会員に交付され、その状態が放置された原因
- (3) 法人の監査体制が維持会に関する問題に対して十分に機能しなかった原因
- (4) 維持会において使途不明金が発生し、その状態が放置された原因
- (5) 維持会運営の透明性が保たれなかった原因

3 構成

委員長 大植 伸（弁護士）

委員 奥 兆生（公認会計士・税理士）

委員 津浦 実（元県立広島大学総務経営企画担当理事兼事務局長）

4 調査期間

平成 26 年 12 月 10 日から同 27 年 1 月 28 日まで。

5 調査方法

- (1) 法人および維持会の関係者等に対するヒアリング
- (2) 法人会計記録、法人理事会記録、維持会総会記録、維持会役員会記録、維持会名義の通帳、同領収証その他の記録・書類の検証

第2 前提事実

1 維持会設立の経緯

昭和26年に、維持会の前身である後援会が発足した。戦後の復興期から20余年間法人の校舎建築等に貢献してきたが、任意加入の新制度（団体）への移行を期して、昭和48年に解散された。

その後、しばらく間を置いて維持会が発足することになるが、維持会会報に記載された「維持会設立経緯・趣旨」によれば、その経緯は、要旨、次のとおりである。すなわち、平成2年になって間もなく、創立105周年の記念事業が話題となり、資金の確保のために後援会を再度発足すべく、積極的な取り組みが行われるようになった。評議員、元PTA会長等に法人の理事長、理事、院長、校長、園長、さらには、同窓会長、広島女学院大学協力会（大学におけるPTAに準じた組織である。以下、「協力会」という）の副会長等が加わって、後援会再発足準備会が平成4年2月に結成された。事業目的、会費、会員構成等会則について検討が重ねられ、中学・高校にPTA組織があり大学には協力会があることから保護者に二重の負担をかけるのではないかという問題点なども指摘されたが、最終的には機は熟しているとして同年5月22日に維持会が発足する運びとなった。

2 維持会の目的および事業

広島女学院維持会会則（以下「会則」という）によれば、維持会の目的は次のとおりである。

「本会は、広島女学院がキリスト教主義を建学の精神として118余年にわたり日本の女子教育に果たしてきた貢献を高く評価するとともに、さらに今後一層の充実と発展を期待しつつ、会員の拠金及び女学院の企画する募金事業などへの協力により、その財的基盤の強化維持のために協力することをもって目的とする。」（第3条）

また、その目的を達成するために行う事業として、

「(1)教育内容充実のための諸施設・設備の整備協力

- (2)国際交流の支援
- (3)奨学事業の支援
- (4)生涯教育実施の協力
- (5)その他、前条の目的に沿う事業」

を掲げている（第4条）。

3 会則上の会計に関する規定等

(1) 収入に関する会則の規定

会則第14条では「本会の経費は、会費および寄附金をもって充てる」と規定されており、会費については第15条で「(1)正会員 入学時一口50,000円以上、(2)賛助会員 年額一口5,000円以上、(3)特別会員 一口50,000円以上」と定められているが、寄附金についての定めはない。

これは、当初は会費以外の納付金収入を寄附金とする趣旨だったものとも推察される。しかし、平成5年から会員の会費名目の納付金に対して法人名で「寄附金受領証明書」が発行されていることなどから、結局、会則において会費と寄附金という2つの収入源が明記されながら、実際には両者が明確に区別されずに扱われていたものと考えられる。

実際、学生・生徒の入学後に新入生保護者に対して維持会から送付されていた同会への入会を呼びかける文書の中でも、「会費」「寄附金」「納入金」等、保護者に拠出を依頼する金員の名称が統一されず使用されている。なお、本報告書では以後会員から維持会に対する拠出金を総称して「納付金」と記す。

(2) 支出に関する会則の規定

会則第16条では、「本会の資金は、第3条、第4条に則ること以外のために支出してはならない」と規定されている。なお、「資金」が何を意味するかは会則上必ずしも明確ではない。

一方、維持会設立当初は、現在の第14条はなく、この第16条を根拠に、資金は全て、教育内容充実のための諸施設・設備の整備協力、国際交流・奨学事業の支援、生涯教育実施の協用に用いられ、経常費に充てられてはならないとされていたようである。その後、平成7年の維持会総会において会則

が変更され、現在の第 14 条が追加されたが、「経費」とはどの範囲の支出を指すのかの定義はなされず、かつ、第 16 条もそのまま残された。

以上のとおり、会則第 14 条において支出が許容される「経費」とは何を意味するのか、その経費の支出元である「会費および寄附金」とは何を指すのか、第 16 条で「第 3 条、第 4 条に則ること以外のために支出してはならない」とされる「資金」と「会費および寄附金」とはいかなる関係にあるのかが判然とせず、会則上の支出に関する規定の内容は必ずしも明確とはいえない。

(3) 予算・決算に関する規定

予算および決算については、会則第 11 条で、総会において審議するとのみ規定されている。

(4) 維持会の実際の経費支出

維持会の役員会の議事録および関係者の話によると、発足当初は 1 億円程度納付金が貯まるまで法人への財政的支援は見合わせ、その間の維持会経費は法人から支出してもらい、1 億円程度が貯蓄された後は資金の運用益（預貯金利子等）で経費を賄うつもりであったようであり、総会でもそのような説明がなされている。

しかし、実際には法人が維持会の経費を負担することはなく、維持会会計から経費は賄われていた。また、上述のとおり平成 7 年に会則変更を行って第 14 条を追加したにも拘らず、維持会の総会における収支報告上、経常費用の支出は計上されていない。現実には、維持会運営のために必要な経常的費用は毎年相当額発生しているが、その金額については平成 9 年度以降総会で明らかにされておらず、経費をどのようにして賄ったのかについての正しい説明もされない状態が継続された（なお、平成 23 年度以降、通信費、印刷費および交通費等の一部が経費として総会で報告されるようになった）。

4 維持会の本来の性格と実態

(1) 維持会の本来の設立目的・性格

維持会は、上述のとおり創立 105 周年の記念事業の資金の確保を 1 つの目

的として発足したこと、会則上の目的は法人の「財的基盤の強化維持のために協力すること」であること、予定されている事業は法人の教育研究に関する資金的援助等であり、維持会独自の事業を行うことは予定されていないこと、学生・生徒の保護者に対する入会依頼文書や会報にも納付金は法人に対する資金援助に使用される旨が記載されていること等から、基本的には法人に対する寄附金の受け皿団体であったと考えられる。

(2) 維持会の実態

しかし、発足後の維持会は、最終的には保護者からの納付金総額のうちの4割程度しか法人に事業支援（寄附）されず、毎年200万円前後の経費を支出し、維持会総会後にはイベントを開催し（最初のイベント開催は平成9年のようである）、維持会の事業として広島女学院広報活動支援ということで同会が発行者となって「わたしたちのゲンス先生・そして広島女学院」と題する冊子を作成配布し、平成20年4月6日には同会主催による始業感謝プログラム「日野原重明先生のお話と音楽の会」を開催するなど、単なる寄附金の受け皿団体に過ぎないとは言い切れないような実態も有するようになった。

なお、維持会の会計を含む事務的業務は、発足当時法人の事務局長（平成19年度から常任待遇理事、平成21年度から同26年度途中まで理事長補佐）であったAが、維持会発足当初より平成26年3月ころまでほとんど1人で行っていった（途中で事務作業を補佐した者が数名いた程度である）。

第3 調査結果

1 平成14年10月1日の文部科学事務次官通知が遵守されなかった原因

(1) 調査の結果等

ア 法人内部の文書処理状況

(ア) 文書の受付および回付

法人および広島女学院大学（以下「大学」ともいう）における文書の受付、配布および保管については、「広島女学院文書取扱規程」（以下「文書取扱規程」という）で定められている。平成14年10月当時の規程で

は、法人および大学いずれも文書管理課は総務課とされており（第2条2項）、外部からの文書が届いた場合には全て一旦総務課で受け付け、その表題等を文書受信簿に記入し、受領印を押して各部局に配布することになっていた（第4条1項）。「二以上の部局に関係ある文書」については、文書管理課である総務課において「最も関係の深いと認める部局に配布するものとする」とされていた（第4条2項）。なお、平成14年10月当時、法人の総務課は大学の総務課を兼ねていた。

また、当時の法人・大学の総務課の実務上、他の部局に配布しなかった文書については、総務課長がどの役職の者まで回覧するかを決定し、文書に確認印を押すための付箋を付けて回覧していた。その際、少なくとも事務局長Aには全ての文書を回覧する扱いとなっていた。そして、回覧された文書は最終的に総務課長に返却され、保管されていた。

（イ）文書に記載された事項の処理

当時の法人・大学の総務課長によれば、当時の実務では、他の部局に配布しなかった文書について当該文書に記載された内容に沿って法人・大学内でどのような対応をしなければならないかについて、全て当時の事務局長Aの指示によって決定されていた。

（ウ）文書の保管

文書の保管についても文書取扱規程が定めている。当時の同規程によると、「文書はすべて所管部局において、整理保管する」とされており（12条）、原則として文書処理が完結した年度の翌年度4月1日を起算点とし、文書の種類ごとに保存年限が定められていた（13条および14条）。また、所管部局において保存文書目録を作成し（16条）、保存期間を経過した文書は、所定の手続を経て廃棄する（17条）とされていた。

イ 通知第454号

（ア）通知の内容

平成14年10月1日付文部科学事務次官通知第454号「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）」（以下「通知第454号」という）の6(5)には、「入学者又はその保護者等関係者から大学の教育

研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること」と記載されている。

これは、入学後に保護者等から寄附金又は学校債を募集することは許容されるが、その場合に法人が直接金員の受取をすることを要請するものである。もっとも、後援会等が当初から大学に寄附することを目的とせず、会費を集め、独自の事業や活動を行った後に余った会費について、後援会内で決議を取るなどして大学に寄附する場合のように、学校法人が直接寄附金を受領しなくてもよい事例もありうると考えられる。

なお、上記通知は「各私立大学長」および「大学を設置する各学校法人理事長」宛てとなっている。

従って、学校法人広島女学院が上記通知に従った適切な処理をしていれば、維持会の在り方、大学入学者等からの寄附金収受や処理の方法等が議論され、維持会会計の問題はその時点で解消していた可能性が高い。

(イ) 法人および大学内での通知の周知状況

通知第 454 号は、法人理事長および大学学長あてにそれぞれ送付されていたと考えられるが、それに加え、同日（平成 14 年 10 月 1 日）付けで文部科学省大学入試室長から各私立大学入試事務主管課長宛てに事務連絡として「私立大学における入学者選抜の公正確保に関する平成 15 年度学生募集要項の取扱いについて」とする文書（以下、「入試通知」という）が送付されている。広島女学院では平成 14 年 10 月 7 日にこの文書を受付け、総務課長および入試広報部で回覧されている。また、この文書に通知第 454 号の写しが添付されており、そこに「10/4 774 号で同一文書を受付済」と記入されていて、通知第 454 号を広島女学院（法人および大学）が受け付けていたことを裏付けるものとなっている。なお、この文書は入試担当部局に保管されていた。

現時点までの調査では、通知第 454 号は、上記のとおり広島女学院においては入試担当部局において保管されていることが確認されたのみであるが、上述の「同一文書を受付済」との記載の存在に加え、通知第 454

号について当時の法人・大学の総務課長等は「見た記憶がある」旨述べており、同通知が法人および大学に送付されたことはまず間違いないと思われる。

そして、当時の法人・大学の総務課長は、通知第 454 号のような公文書であれば、理事長、学長、副学長および事務局長には必ず回覧したはずであると述べている。もっとも、当時の理事長および学長は、今回の調査においていずれも通知第 454 号について見た記憶は残っていないと述べている。

(ウ) 平成 15 年 3 月 3 日付文部科学省私学部参事官通知

通知第 454 号を受けて平成 14 年度会計監査から適用される日本公認会計士協会学校法人委員会報告等について、平成 15 年 3 月 3 日付けで文部科学省私学部参事官からの通知（以下「通知第 1 号」という）が発出されており、広島女学院では同年 3 月 7 日にこの文書を受付け、総務課長、事務局長 A、理事長補佐（後の理事長）、院長および理事長が回覧している（この文書は法人・大学の経理担当が保管していた）。また、この文書の中では、通知第 454 号の内容も記載されていた（通知第 1 号の別添 2「寄付金収入に関する会計処理および監査上の取扱い」2(2)）。

従って、少なくともこの時点で当時の理事長および院長らは通知第 454 号の内容を知り得たことになる。

ウ 法人・大学内での協議検討の有無

今回の調査において、法人あるいは大学内で、「維持会の存在が通知第 454 号 6(5)に違反するものであるか」について協議検討されたことを示す議事録等の文書・記録の存在および関係者の供述は確認できなかった。なお、当時の法人・大学の総務課長は、通知第 454 号について「維持会がこの通知に違反することになるのではないか」との印象を持ったが、事務局長 A から何らの指示もなく返還されたと記憶している旨述べている。

いずれにせよ、大学入学者からの寄附金の処理の変更がなされないまま維持会がその後も存続したことからすれば、少なくとも法人・大学内で十分な協議検討がなされたとは考え難い。

エ 監査法人の対応状況

(ア) 監査人が取るべき措置

a 後援会等に対する監査

後に詳述するとおり、法人の監査人は、後援会等から寄附が行われている場合には、学校法人が収受・計上すべき寄附金を後援会等が収受していないかという観点から監査手続を行うこととなる。もっとも、そもそも後援会等の会計を監査の対象とするのか、また、対象とすると判断した場合にその範囲を全部とするか一部とするかについては、監査人の判断に委ねられている（以上について、日本公認会計士協会学校法人委員会実務指針第36号（私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い）なお、学校法人委員会報告第39号「寄付金収入に関する会計処理および監査上の取扱い」の解説参照）。

b 所轄庁からの通知に関する監査

監査意見には影響を及ぼさないものの、法人の監査人は、所轄庁の通知等に反する事項がある場合には、その旨を参考事項として監査報告書に記載することになっており、そのための必要な監査手続を実施しなければならない（前掲解説参照）。

通知第454号は、入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金を募集する場合には後援会等によらず学校法人が直接処理することを要請しているため、監査人は、学校法人がこの通知を遵守しているか否かを確認するために必要な監査手続を実施しなければならない。その場合、後援会等に資料提供を依頼することになるが、依頼に対して後援会等の同意・協力が得られないときは、少なくともその旨を参考事項として記載することとなる。なお、中学・高等学校の入学者の保護者等からの寄附金について同通知の適用はない点に留意が必要である。

c 独立性の強い関係団体についての留意点

大学の関係団体の中には、同窓会のように専ら会員相互の親睦という目的のみを持ち、会員から会費を集めてその目的に副った活動を行

うものがあり、そのような団体会費収入の一部を学校法人に寄附をする場合がある。その場合には、上記 a および b の監査をする必要はない。従って、実務上、関係団体の目的、性格および実態等を正確に見極めることが必要である。

(イ) 監査法人の維持会および維持会からの寄附収入に対する解釈

学校法人広島女学院の監査人である西日本監査法人（以下、「監査法人」という）は、維持会の会計を監査対象には含めておらず、また維持会から法人が寄附を受ける仕組みが通知第 454 号に違反する可能性がある旨の報告も行っていない。

その理由について監査法人より聴取したところ、監査法人は、維持会から学校法人への寄附金は、維持会の会費収入の一部が維持会の決議をもって学校法人へ寄附されたものであり、学校法人が直接募集すべき寄附金の募集を維持会が代わりに行っているとか、学校法人に帰属すべき寄附金を学校法人会計外である維持会の収入に計上している、といった事実はないと認識していたということであった。そして、その認識根拠は次のようなものであり、これらの根拠については、法人および維持会の関係者からのヒアリングや開示を受けた資料（会則、法人の理事会議事録、広島女学院報など）から情報を得たものであるとのことである。

- a 維持会は中学・高校の P T A の要望で作られた後援会であり、主として中学・高校の入学者の保護者を入会者とし、会員とする外部の任意団体であって、保護者からの拠出金は、大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるための寄附金ではなく、あくまで維持会の事業目的に賛同した保護者の入会会費・寄附であると説明を受けている。
- b 仮に大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるための寄附金であれば「〇〇〇という施設建設のため」というような特定の目的を掲げて集めるのが通常と考えられるが、維持会では募金趣意書、寄附金募集要項による特定の目的を設定せず抽象的に会費として資金を集めていた。
- c 維持会は、演奏会や記念行事の開催あるいは冊子の刊行など独自の

事業を行っていた。また、毎年2回以上役員会を開催したうえで総会を開催し、その年度にどのような事業を行うかについての計画を審議して決定し、収支報告の承認を行っていた。

d 定時総会時に、翌年度の事業計画に基づき会費収入の一部が学校法人への寄附金として承認され、3月に学校法人において特別寄附金収入として計上されている。

e 維持会会計は定時総会前に監事監査を受け、理事会および定時総会が開催されており、定時総会には、維持会の役員である学校法人の理事長、学長、校長等の理事が出席しており、また会計責任は維持会にある。

f 広島女学院大学の生徒募集要項には、維持会に関する記載はない。

g 維持会が、入会会費・寄附を支払った保護者等に対して、学校法人名で「寄附金受領証明書」の写しを交付している事実は全く知らされていなかった。また、広島女学院名義の領収書発行発覚後、公印簿を閲覧し、広島女学院への直接の寄附者のみに公印を使用していたことを確認していた。

(2) 本委員会の見解

ア 維持会および保護者等からの納付金の位置づけ等

(ア) 維持会の団体としての性格

維持会から寄附を受けることが通知第454号に反しているか否かの検討に当たっては、まず、維持会の性格を明らかにする必要があるが、前述のとおり基本的に維持会は法人に対する寄附金の受け皿団体であったとみるべきである。そして、維持会は広く資金を調達するために、中学・高校と大学とに拘わらず、学生・生徒の保護者以外にも学校法人職員等を含め横断的・拡張的に資金納付者の輪を広げようとしたものであり、会員として、大学の保護者等をも対象として設立された団体であったと考えられる。

上記のような維持会の団体としての性格は、次の点からも根拠付けられる。すなわち、維持会の役員会や総会の議事録または維持会役員から

のヒアリングによれば、役員会や総会は定期的にかかれ、会議では活発に議論が交わされているが、その対象となっている事業のほとんどは法人の事業や施設整備を支援する趣旨のものであった。また、上記議論は、法人の如何なる事業・施設整備に対して寄附をするかという寄附の目的、会員からの金員の納付状況を踏まえた募集の仕方、自らの総会開催時の企画の検討、あるいは維持会の運営・存立に関するものであった。また、維持会に専任の職員がいないこともあって、現実にも独自の事業はほとんど行っておらず、学校法人に対する資金支援のために中学・高校および大学の新生の保護者等に協力を求めて、資金の納付を募っていた。

また、維持会と学校法人との関わりの点からいえば、法人の理事長および校部の各長である理事が、設立当初から維持会の理事となっており、維持会の運営に深く関わってきたといえる。新生の保護者に対する寄附金募集文書には、維持会の会長又は副会長名に、法人側として法人名、理事長はじめ校部の各長が名前を連ねている。さらに、既述のとおり、維持会に金員を納付した保護者等に対して、学校法人名で「寄附金受領証明書」が送付されていることから、法人との一体性の高い団体であった。このことも、維持会が法人に対する寄附金の受け皿団体であったことを裏付けるものである。

(イ) 保護者等からの納付金の位置づけ

つぎに、保護者等から維持会に対する納付金について、会費と解すべきか寄附金と解すべきかについてであるが、維持会の役員会および総会の議事録によれば、設立前後から数年間は、会議の中では保護者等からの納付金は会費として扱われ、その延滞状況が報告事項に上げられているものの、その後は会費としてその納付状況が議論されることもなく、会員の過去の納付実績に対して寄附回数表彰等が議論されるなど寄附金として解釈されるようになったように見受けられる。

また、この納付金に対する保護者等の理解と金員抛出の意図（目的）であるが、会則上、会費は一口5万円以上等としているものの、5万円未満の納付も認められていたこと、保護者等の納付金に対して法人名の

「寄附金受領証明書」という名称の領収証が送付されていたこと、維持会会報の中で維持会会長が謝辞を述べ、法人に対する寄附の実績を報告するとともに一層の協力・支援を求めていることなどから、保護者等は、維持会に会費を納めているというより維持会を通じて法人に寄附をしているとの意図（目的）を有していたものと考えられる。

以上から、維持会会員が維持会に対して納付した金員の性格は、基本的にはいわゆる寄附金であったものと解するのが相当である。

（ウ）納付金の使用目的

維持会から学校法人への寄附は、原則として施設整備に用途指定していることから特定寄附金収入に計上されている。しかし、保護者等は用途指定をして寄附している訳ではない。維持会が納付金を募集するのは4月であり、定時総会で納付金の用途を決議するのは6月である。また、その定時総会までに、大半の寄附が行われているので、総会で決議された用途のために寄附をしたともとの見るのは無理がある。従って、保護者等による納付金は一般寄附金収入であって、大学等の教育研究に直接必要な経費以外の支出に充てられるという特定の使用目的が決められたものでは必ずしもなかった。

（エ）小括

以上に述べたことからすれば、大学が維持会を通じて大学の保護者等からの納付金の寄附を受けることは、通知第454号6(5)の要請に反するものであった可能性が高いと考えられる。

イ 法人・大学の体制の不備

法人の理事会議事録を見ると、所轄庁からの通知や要請については度々議題として取り上げられて討議されている。従って、法人が決してそれらをないがしろにしてきた訳ではなく、むしろ真摯に対応してきたものといえてよい。しかし、前述のとおり、通知454号は少なくとも広島女学院内において受け付けはされていること、通知第454号に続く入試通知や通知第1号は回覧・保管されていること、そして通知内容の重要性からみて、通知第454号は通知第1号同様に回覧され、当時は保管されていたものと

推察されるし、少なくとも理事長等は6(5)の存在について認識し得たと考えられる。そうであるにも拘らず、その頃からの法人の理事会における議論は経営改革や設備投資の問題が中心となっており、維持会を通じた大学の学生の保護者等からの納付金募集の是非について、何ら議論された形跡はない。

しかし、通知第454号は、会計の領域だけではなく学校法人および大学の運営全体に関するものであり、文部科学省が私立大学における入学者選抜の公正確保のために再三にわたり発出している通知の一つであって、現在市販されている学校関連の法規集にも必ず掲載されているものである。これほど重要な通知の内容の1つについて、全く議論されていないとすれば、それは法人および大学における管理運営（重要な所轄庁からの通知等に関する協議・検討）体制の著しい不備といわざるをえない。

通知第454号の6(5)に関する対応の要否の議論について、これを行うべきか否かの管理責任を負っていたのは、当時事務局長であったAであり、同人が意図的に問題提起をしなかった可能性も考えられなくはない。しかし、仮にそうであったとしても、法人の理事長や学長などにおいて、維持会に関する問題の検討を促す等の行動に出る必要があったというべきである。Aを指揮監督すべき立場にあった理事長や、大学入試に係るこの通知を遵守すべき立場にあった学長が、Aから通知に関して何も報告や相談をされなかったことで同通知に関する議論をしないうと判断したとすれば、当時の法人および大学の管理運営が組織的かつ有機的に行われていなかった面があるといわざるをえない。

以上のような法人および大学における管理運営体制の不備が、通知第454号が遵守されなかった主たる原因であると考えられる。

ウ 監査法人の対応

監査法人が、維持会を通じて学生の保護者等からの納付金を受けることについて所轄庁の通知に反する旨を参考事項として監査報告書に記載しなかったのは、前述のとおり監査法人が維持会について単なる寄附金の受け皿団体ではなく会費で運営されている独立性の強い団体である等の理由か

ら、通知第 454 号 6(5)に違反する事例ではないと判断したからであると考えられる。

この判断については、前述した監査法人の法人および維持会関係者からの聴き取りの内容、監査法人が維持会を上記のように判断した根拠、維持会の実態として一部に独立性のある団体という面が存在することなどに照らし、不合理とまではいえないと考えられる。

2 税額控除証明書の写しが維持会会員に交付されその状態が放置された原因

(1) 調査の結果等

ア 維持会への金員納付者に対する税額控除証明書の写し交付の可否

既述のとおり、保護者等の維持会への納付金が会費なのか寄附金なのかその性格が明確でない面がある。しかし、仮にこれが寄附金であるとしても、次の理由から税額控除制度の適用はない可能性が非常に高いと考えられる。

(ア) 保護者等の支払先が形式上は法人とは別の団体であっても、その団体が単なる募集の窓口となるだけであって、寄附金そのまま法人に交付され、かつ、寄附者に対する受領書が同団体ではなく法人から発行され、寄附金額およびその受領日を法人が証明するような場合などにおいては、ごく例外的に、当該団体への寄附者に対する税額控除制度の適用は認められ得ると解されている。

しかし、維持会においては、納付金を維持会の口座に振込む形で收受し、また会則上も実態上も当該年度の収入から維持会の活動経費を除いた残額の一部しか法人に資金援助されておらず、多額の資金が維持会に残り毎年累積する形になっている。しかも、22 年間で維持会に対し 4 億 4000 万円以上の金員の納付があったが、そのうち法人に資金援助された金額は半分にも満たない(約 4 割)。以上のような事情からすれば、維持会は法人との関係で単なる募集の窓口とはいえない。

(イ) 入学者等からの寄附金(学校の入学に関してするもの)は、例えそれが法人に対するものであったとしても税額控除の対象にならない。維持

会では、「新入生保護者の皆様へ」として納付金を新入生保護者に募集しており、結果的にも、その多くは「学校の入学に関するもの」となっている。

なお、入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分は「学校の入学に関するもの」から除くこととされているが、会則では、正会員は入学時一口5万円以上とされ、賛助会員や特別会員とは同一の条件となっていないのでこれに該当しない。

イ 法人における税額控除制度導入時の経緯

寄附金の税額控除制度は、文部科学省が特に重点事業として導入したもので、その取り組みについては、平成24年1月24日付文科高第957号として学校法人理事長宛てに文部科学副大臣から通知が出されている。これは、広島女学院において管理運営体制の強化が行われている時期に制度導入がされたものであり、今回の問題が浮上する契機となった。

広島女学院における税額控除制度導入の経緯としては、経営企画会議および学院運営協議会において制度の説明がなされ、平成23年10月12日に同制度の適用が申請されて、同年12月9日より税額控除証明書の発行を受けるに至っている。

ウ 理事長印押印手続等

(ア) 所得控除制度適用時の寄附金受領証明書への理事長印の押印

平成5年ころより、維持会に対し金員を納付した者に対し、所得控除制度が適用されるよう寄附金受領証明書が交付されていた。そこには、「学校法人広島女学院理事長印」が押されていた。なお、寄附金受領証明書への理事長印押印の適否について法人内で十分な議論がなされたか否かは、現時点までの調査では明らかになっていない。

(イ) 理事長印押印に関する法人内の規程

法人およびその設置学校において業務上使用する公印の取扱いについては、広島女学院公印管理規程（平成3年11月28日制定、以下「公印管理規程」という）で定められている。

寄附金受領証明書に押印されていた理事長印は法務局に登録されたものでないため、上記規程第3条の「第2種公印」に該当し、その管理責任者は法人および大学においては総務課長である（第4条）。押印手続であるが、公印管理規程第6条2項によれば、理事長印は「文書管理規程第9条の規程による回議決裁を得たもの」にのみ押印され、第2種公印の場合、「押印を必要とする提出文書」により「公印押印簿に所要事項を記入」し、総務課長が押印すべき文書を点検し、必要性が認められた場合に押印される。なお、文書取扱規程第9条では、「公印を必要とする文書は、当該決裁文書を添えて、当該公印の管理責任者に提示し押印を受けるものとする。この場合管理責任者は押印の了承を得たことを記録するため公印使用簿に記入するものとする」と規定されている。

以上を要するに、理事長印を文書に押印する場合、公印押印決裁（理事長決裁）を経て、公印押印簿に記入され、総務課長が点検し押印するという手続を経ることになる。

今回調査した結果、法人においては「理事長決裁・発信簿」というものが作成されており、上記の理事長による公印押印決裁、日付、文書の内容および発信先の記録、総務課長の承認、そして文書綴先が一括して記録されていた。これを見る限り、一応実質的には上記所定の手続が履践されていたと評価される。

(ウ) 維持会への金員納付者に対する寄附金受領証明書への押印手続

維持会への金員納付者に対し発行する寄附金受領証明書への押印については、少なくとも平成12年に法人および大学の総務課長が交替して以降は「押印を必要とする提出文書」は提出されておらず、Aが簡易な文書で直接総務課長に対し押印を求めていた。

平成12年度から平成15年度および平成21年度から平成23年度において法人・大学の総務課長を務めた者は、平成12年度の総務課長就任の際、前任者からではなく当時法人事務局長であったAから業務の引き継ぎを受け、その中で寄附金受領証明書への理事長印の押印についてはAの要請に従って行うものであると指示された。上記元総務課長は、公

印管理規程とは異なる手続であると認識したが、Aは理事長や学長から全幅の信頼を置かれており「絶対的な権力者」であると認識していたので、同人の責任で行われていることであると考え、その指示に従った。

また、平成 24 年度から総務課長に就任した者も、維持会への金員納付者に対し理事長名で受領証明書を交付することに疑問を感じてはいたが、過去 20 年そのようにやっていたのだろうということで、正規の手続によらずAが持参する受領証明書に理事長印を押し、後にはAに理事長印を渡して押印することを許容していた。

以上のとおり、維持会への金員納付者に対し発行される寄附金受領証明書への理事長印押印については、理事長決裁・発信簿への記入の手続がなされておらず、理事長はその事実を手続上は把握できなかった。

(エ) 税額控除制度導入後の理事長印の押印

平成 24 年 1 月に、当時の総務課長が理事長補佐であったAに対し、寄附金受領証明書への理事長印の押印は理事長の命によるものかとの問い合わせを文書で行ったところ、Aは、「税務当局に照会し、当時の監事や関係当局に容認してもらい、その後歴代の理事長に報告し続けている。この件の責任は長期間維持会の事務を担当している自分にある。理事長の命令か否かについては確認する」旨の回答をした。しかし、それ以上の回答はAから上記総務課長に対しなされなかった。

その後、上記総務課長が当時の事務局長に理事長印の問題について相談し、当時の理事長（平成 19 年度から同 26 年度まで）および理事長補佐Aにも伝えた。また、当時の学長も同様の問題意識を持ち、Aや総括経営企画担当などにその旨を伝えている。しかし、その後この問題について法人あるいは大学内で議論が継続された形跡はなく、結局、理事長決裁・発信簿への記入等の手続がなされないまま、維持会に対する金員納付者に対し平成 23 年 12 月から平成 24 年 12 月まで約 1340 件の寄附金受領証明書が発行された。

なお、寄附金受領証明書については、ナンバーコントロール等により、受領した寄附金や「寄附金名簿」と照合して漏れや重複が発生しないよ

うにするべきであったと考えられるが、そのような管理簿は見当たらず、然るべき発行管理はなされていない状態であった。

エ 税額控除に係る市町への通知

学校法人に直接寄附し、国税から税額控除を受けるためには、学校法人が受け取ったことを示す領収書（寄附者の住所・氏名・寄附金額・受領日・寄附の目的・受容した学校法人名が記載されたもの）および文部科学大臣が学校法人に交付した「税額控除に係る証明書」の写しが必要である。

寄附者がこれらを確定申告書に添付して、税金が還付される仕組みであり、学校法人からの国税に関して税務署等への通知手続は必要ない。

一方、寄附者の住所地である市町に関して、住民税からの税額控除を受ける場合、寄附者の手続は上記した確定申告の手続で足りるが、学校法人は、寄附者の住所地ごとの市町に寄附者の住所・氏名・寄附金額・受領日・寄附の目的を記載した一覧表を送付し、その内容を通知しなければならない。

広島女学院では、制度の適用が開始された平成 23 年 1 月から 12 月までに法人に寄附された個人のものについて、維持会への寄附分（445 件）も含めて市町に通知されている。

しかしながら、平成 24 年 1 月以降平成 25 年 12 月までの維持会への寄附金分（約 1300 件）については通知されていない。平成 24 年 4 月にこの事務を引き継いだ担当者が、「法人に直接寄附されていない維持会分を市町に通知するのはおかしい」と A に申し入れ、A もこれを了承したことから、通知されなかったものである。A が上記担当者からの申し出を受け入れた理由は不明であるが、平成 23 年度に導入された税額控除制度が維持会を通じた寄附金でも適用されるという確信を A が持っていたのであれば、この申し出を拒否していたはずであると考えられる。

なお、寄附者から「住民税の税額控除が行われなかった」との申し出は、これまで法人には報告されていない。

(参考：文部科学省ホームページから抜粋)

寄附の受手		寄附者	個人からの寄附	法人からの寄附
学校法人に直接の寄附	国	一定の要件を満たした学校法人 ※1	【 <u>税額控除額</u> 】(平成23年度改正) $(寄附金額 - 2千円) \times 40\%$ (所得税額の25%が限度額)	
	※2	特定公益増進法人	【 <u>所得控除額</u> 】 寄附金額 - 2千円 (総所得の40%が上限) ☆	【 <u>損金算入限度額</u> 】 資本金×0.375% + 当該年度所得×6.25% } ×1/2
	地方	地方自治体の条例により指定された寄附金	【 <u>税額控除額</u> 】(平成23年度改正) $(寄附金額 - 2千円) \times 10\%$ (総所得の30%が上限)	
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附 (受配者指定寄附金)			(☆に同じ)	寄附金全額の損金算入が可能

(※1) 租税特別措置法施行令第26条の28の2に定める要件を満たす学校法人

(※2) 税額控除の対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人から寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

(2) 本委員会の見解

ア 法人の管理運営体制の不備

(ア) 広島女学院における税額控除証明書の写しの不適切な交付の問題は、所得控除に関する証明書の写しの不適切な交付の問題と同根のものと考えられる。

調査・対策委員会の平成26年7月25日付け報告書1にも記載されているとおり、平成5年2月ころに、維持会の役員会で当時の学長(平成7年度まで。なお同人は平成6年度から同8年度まで理事長も務めている)より、「寄附を促進するためには、法人が受領したこととすれば税に関し寄附金特別控除が受けられるから、それを利用すればよい」旨の発言があり、維持会への金員納付者に対し法人名の領収証を発行することになった。また、当時の法人理事長(昭和62年度から平成5年度まで)

も維持会の役員会に出席しており、それを了承していたので、その会に出席していたAが法人側に依頼し、以後法人事務局が用意した寄附金受領証明書に総務課長が保管する理事長印を押印するようになった。その扱いが、税額控除制度導入後もさしたる議論もなく継続されている。

これに対し、前述のとおり、平成 24 年には当時の理事長、学長、事務局長、総括経営企画担当あるいは総務課長が税額控除証明書の写しの交付に疑義を持っていたし、その他法人の役職者や理事の中には自ら所得控除あるいは税額控除証明書の写しおよび寄附金受領証明書の交付を受けた者が多数おり、それらの者は理事長印が寄附金受領証明書に押印されたことを知り得たが、上記のような扱いを変更するには至らなかった。

(イ) しかし、言うまでも無く、所得あるいは税額控除制度の適用を受ける団体は法人であり、その制度を維持会会員に利用させるのであるから、控除証明書の写しの交付の可否は、維持会の問題ではなく法人自体の問題である。またこの問題は、広く納税者である学生・生徒の保護者等に影響する事項で、国の財政に関わる税金の制度のことでもあり、ましてや所轄庁である文部科学省に申請して適用を受けるものであるから、複数の専門家や所轄税務署に文書で確認するなど、十分慎重に対応すべきであったと考えられる。

そうであるのに、平成 5 年 2 月に所得控除制度適用の証明書の写しの交付を開始した際に、法人内で十分な調査検討がなされた形跡は伺われない。Aは平成 9 年に所轄税務署に赴いて確認したとしているが、維持会における納付金に関する状況を十分かつ正確に説明して回答を得たかは定かでない。また、結局、法人の理事長や学長等は、控除証明書の写しの交付の事実を知り、あるいはその点について問題意識を持ちながら、その可否について必要かつ十分な調査を行うことができていない。

(ウ) 以上に述べたような、管理運営（法人全体において検討すべき重要な制度に関する協議・検討）体制における著しい不備が、税額控除証明書の写しが不適切に交付され継続された原因の 1 つとなっているものと考えられる。

イ 公印管理等の問題

維持会への金員納付者に対する寄附金受領証明書の発行については、公印の押印に関する法人の諸規程が遵守されなかったことが原因の1つと考えられる。

前述した公印管理規程および文書取扱規程に基づく法人内の公印の管理に関する体制は、適切に整備されていたと評価できる。しかし、維持会への金員納付者に対し発行される寄附金受領証明書については、理事長印が押印されるにもかかわらず規程に沿った手続きが取られておらず、規程の運用において問題があったといわざるを得ない。この点については、法人における担当者交代時の引継体制に不十分な点があったこと、そして規程どおりの運用がなされなかったという点に関し職員に対するコンプライアンス教育が十分でなかったことなどが原因として指摘できるであろう。また、寄附金受領証明書の発行管理体制の欠如も原因の1つと考えられる。

3 法人の監査体制が維持会に関する問題に対して十分に機能しなかった原因

この項では、「監査」の中に「管理」も含まれるものとして検討を行う。

(1) 調査の結果等

ア 維持会に関する問題発生の主たる原因

維持会に関する会計上の諸問題が発生した主たる原因は、会計面を含む維持会の事務のほとんどが極めて長期にわたりAに排他的かつ独占的に任せられていたことにあると考えられる。また、法人には寄附金の収受手続きに関する規程がなく、この点については業務が主として慣例に従って行われているに過ぎなかったことも原因の1つと考えられる。

Aが維持会から法人へ維持会資金を寄附する際に行っていた業務の流れは、別紙業務フローチャート記載のとおりである。本来、企業や団体における会計業務は資金担当と経理担当に分けられ、前者は金銭の出納とその管理を行い、後者は会計帳簿作成と帳簿管理を行う。このように資金担当と経理担当とに業務を分担することにより、不明瞭な収支の発生の防止が可能な体制となる。こうした業務を維持会においてはA一人が行うことで、

不明瞭な支出が容易に可能となっていた。また、Aは多くの維持会資金を現金化して保有していたとみられ、維持会から法人に寄附をする際もA自身が現金を経理課に持ち込んでいる。現金は資産管理が難しく、事故が起こり易いが、Aは敢えてそのような維持会資金の管理方法を取ったものと推察される。

イ 法人の管理運営の体制および維持会に対する管理状況

(ア) 法人の管理運営体制

学校法人の管理運営体制の基本的な枠組みは、私立学校法および寄附行為に規定がおかれている。

広島女学院における上記体制は次の通りであった。すなわち、理事長が法人を代表して業務を総理し（学校法人広島女学院寄附行為 10 条 1 項）、理事（16 名以上 18 名以内）は理事長を補佐して法人業務を掌理し（寄附行為 10 条 2 項、私立学校法第 36 条第 2 項）、理事会は法人の業務を決するとともに理事長の職務の執行を監督し（寄附行為第 8 条 2 項、同法第 36 条第 2 項）、監事（2 名）は学校法人の業務又は財産の状況を監査することとなっていた（寄附行為 12 条、同法第 37 条第 3 項）。

(イ) 理事長・理事および理事会の維持会管理状況

理事会の議事録によると、各理事は比較的活発に発言を行っており、その時々で発生した事象に対する担当理事の対応について、注意あるいは勧告的な発言も多々みられる。また、平成 19 年に監事からの財務改善勧告を受けて、中期経営計画や予算の策定に当たってこれを具体的に反映させたり、継続課題として取り組んだり、また、経営が厳しい状況を背景にして経営・運営体制の在り方についての検討を継続的に行うなど、理事会において基本的に法人に関する諸問題に対する活発な議論・検討が行われていたと認められる。

しかしながら維持会の問題に関しては、繰り返し述べているように同会においては法人の理事長をはじめとして複数の役員が理事となり、同会への納付金の募集に法人の理事長はじめ各校部の長が名を連ね、領収書は法人の理事長名となっており、法人には寄附金の收受手続きに関

する規程がないという状況において、Aがほぼ一人で会計を担当している状態が20年以上継続しているにも拘わらず、理事会においては、維持会設立当初は若干の報告がなされたのみで、維持会の在り方等について議論された形跡はほとんど認められず、結果として、理事長、各理事あるいは理事会において何らの対策も取られていない。

なお、理事長が文部科学省の平成15年3月通知により監査法人から提出を求められるようになった「理事者による確認書」の中には、「学校法人が設置する大学の入学に関し、直接又は間接を問わず寄付金又は学校債を収受し、又はこれらの募集若しくは約束を行って」いない旨が明記されている。

(ウ) 監事の職務遂行状況

広島女学院では、寄附行為により監事の定員を2名としており（第6条1項(1)）、うち一人は会計専門家を選任している。

理事会の議事録によれば、監事は、法人の財政改善勧告（提案）を行ったり、監事の機能又は監事の補助機能を充実させるために常勤監事と内部監査室の設置を求めるなど、積極的に提言等行っていた。しかし、維持会に関しては監事からも何らの提案等もなされていない。

ウ 監査人の会計監査

(ア) 寄附金収入に関する会計処理と監査上の取扱い（日本公認会計士協会の対応と規定）

法人の会計監査においては、後援会等は法人とは別の団体であることから本来は監査の対象となるものではない。法人の寄附金収入の会計処理および監査手続について、かつては日本公認会計士協会の学校法人委員会報告第15号「寄付金収入に関する会計処理および監査上の取扱いについて」（昭和49年3月20日）が公表され、後援会等の監査上の取扱いについては注意喚起がなされていたに過ぎなかった。

しかし、昭和53年11月30日付文部省管理局長通知「昭和51年以降の監査事項の指定について」の一部改正について（通知）（文管振第255号）により、文部大臣所轄の学校法人において寄附金および学校債によ

る資金の受入れが適正に行われているか特に留意するよう求められたことから、これを受けて日本公認会計士協会から、学校法人委員会報告第25号「寄付金収入等の監査手続の改訂について（学校法人監査手続一覧表の一部改訂）」が公表され、後援会等に対する監査手続が定められるに至った。

さらに、前述のとおり通知第454号が発出されたのを踏まえて、日本公認会計士協会は、上記学校法人委員会報告第15号(および第26号)を廃止し、平成15年2月18日に第39号「寄付金収入に関する会計処理および監査上の取扱い」を、平成18年3月31日に学校法人委員会研究報告第9号「寄付金収入等の監査手続」を公表した（これにより、学校法人委員会報告第25号は事実上廃止となった）。

これらの諸規定により、後援会等から学校法人に寄附が行われている場合には、本来学校法人が収受・計上すべき寄附金を後援会等が収受していないかという観点から、後援会等から学校法人への資金の流れだけでなく寄附者から後援団体等への資金の流れについても、後援会等の同意・協力を得て監査の対象とする必要があるか否かを監査人が判断することとなった。ただし、この場合、必ずしも後援会等の会計全体を監査範囲とする必要がある訳ではなく、後援会等の目的、態様および活動状況等の実情に照らし、その会計の全体を監査範囲とするかどうかも含めて、監査人が判断することとなった。

なお、上記の後援会等の対応により計算書類に記載された寄附金の計上額の妥当性について十分かつ適切な監査証拠が得られない場合には、監査範囲の制約があったとして意見を限定するのか意見を表明しないこととするのかの検討が必要とされている（「学校法人委員会報告第39号解説」より）。

(イ) 監査法人の会計監査の状況

a 監査法人の往査実績

監査法人によれば、法人の会計監査における往査実績は、つぎのとおりである。

監査法人は、毎年9月から翌年5月まで、月平均1～2回の割合で、年度当初に決定される年間スケジュールに副って往査している。監査チームのメンバー構成は、監査責任者1～2名、補助者として公認会計士等（会計士補、準会員等を含む）1～2名、及び、その他の補助者1名で、毎回計3～4名で往査していた。また、ほぼ毎回、監査責任者が同行しており、経験の浅い公認会計士（会計士補、準会員等を含む）に単独で任せきりにしているような状況ではなかった。

b 監査法人の監査の実施状況

既述のとおり監査法人は、維持会は、主として中学・高校の入学者の保護者を会員とする外部の任意団体であり、保護者からの納付金は維持会の事業目的に賛同した保護者の入会会費・寄附であって、維持会から法人への寄附金は維持会自身の寄附金であり、維持会独自の事業も総会で決議され行われるなど自律的に運営されており、維持会の会計を監査対象に入れる必要はないと判断し特段の監査手続をとっていない。

エ 法人に対する寄附の状況

因みに、法人に対する平成23年度ないし同25年度における維持会からの寄附金およびそれ以外の寄附金等の額は次のとおりであった。

(単位；円)

摘 要	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保護者等から維持会への寄附金	11,781,600	12,746,000	12,706,100
上記のうち大学入学者又はその保護者等から維持会への寄附金	2,502,000	4,155,000	2,435,000
維持会から法人への寄附金	3,000,000	4,000,000	6,300,000
法人の寄付金収入	31,111,171	24,757,924	80,696,132
消費収支計算書の消費収入の部合計	3,473,491,650	3,329,835,477	3,388,145,368

(2) 本委員会の見解

ア 法人の維持会に対する管理の必要性

法人と維持会の関わりについては、既に述べてきたように、法人の理事長、理事および各校部の長などが、設立当初から維持会の理事となっており、そのような意味で法人は維持会の運営に関わってきたといえる。新入生の保護者に対する納付金募集の文書にも、維持会の会長又は副会長名に加え、法人名も記載され、理事長はじめ各校部の長が名前を連ねている。また、上記のとおり、維持会に金員を納付した保護者等に対して法人の「寄附金受領証明書」等が送付されている。以上から、維持会は、基本的には法人と密接な関連性を有する寄附団体であったと解される。さらに、大学に限定されているとはいえ、通知第 454 号 6(5)によって保護者等からの寄附は後援会等を通さず直接学校法人が処理するよう要請されている。

以上から、少なくとも通知第 454 号が出されて以降は、維持会から法人への資金の流れだけでなく、保護者等から維持会への資金の流れおよび維持会での資金の管理の状況についても、法人において一定の管理を行うべきであったと考えられる。

イ 理事長・理事・理事会について

(ア) しかしながら、上述のとおり法人において維持会の問題に対し、ほとんど何らの管理も行われておらず、結果として、この問題に関しては、その管理体制は十分に機能していなかったと言わざるを得ない。

もっとも、理事長、理事および理事会において維持会に対する管理を十分に行えなかった原因については、理事個人において維持会の実態に対する認識状況に差異があると考えられること、法人の管理体制とは元来有機的なもので、様々な要素をもって構成されており、その機能が特定の事象に対して何故働かなかったかを判断することは必ずしも容易ではないことなどから、今回の調査によって十分にそれが解明できたとは言いがたい。

(イ) 現時点で、敢えてその原因を挙げるとすれば、まず、維持会の様々な実態、すなわち①維持会における会費が事実上寄附金と同視しうるもの

であること、②Aが長期間ほとんど全ての会計事務を一人で行っていたこと、③総会において十分な内容の会計報告がなされていないこと、④実際には少なからぬ額の経費を維持会自身が賄っていること、⑤理事長印が押された受領証が交付され続けていることなどの事情を十分知っていた者については、そのような団体がある場合に、法人が実態調査を行うなどして通知違反や不正行為等がないかを自ら確認する、あるいは理事会において確認するように求めるなどすべきであったのにこれを怠っていたということができ、法人関連の寄附金募集团体に関する管理の必要性についての認識が欠如していたということがいえるであろう。

一方で、Aが維持会の会計を独占し正確な報告をしてこなかった、あるいは理事長決裁・発信簿に記載されない形で理事長印を押印させていたこと等により、少なからぬ理事（特に非常勤理事）が維持会の実態を知り得なかったと思われることも、法人が維持会を管理できなかった原因の1つと考えられる。

また、前述したように「学校法人が設置する大学の入学に関し、直接又は間接を問わず寄付金又は学校債を収受し、又はこれらの募集若しくは約束を行って」いない旨が明記されていた「理事者による確認書」を監査法人に提出した理事長に関しては、この記述の正否についての調査・確認を怠ったことも原因として指摘できる。

なお、間接的には、Aについて、総務課長、事務局長、財務理事等を歴任しているとはいえ、定年後も約15年もの長期間にわたって事務局長あるいは理事長補佐といった法人事務の要職に就かせており、適切な人事配置・管理が行われていなかったことも、その原因といえる。

上記1および2で指摘したような、通知第454号発令時、税額控除制度導入時、あるいはその他受領書に理事長印を押すことが問題視された時など、適時に適切な調査・対処ができなかった（そのような対応ができる管理運営体制になかった）こともまた、大きな原因であると考えられる。

ウ 監事について

監事の職務遂行状況は（１）アに記載したとおりである。監事の提言後数年を経て、内部監査室が設置され、内部監査室をとおしてこの度の不正が発覚したことなども考え合わせれば、法人の管理運営において監事による監査が機能していなかったとはいえない。

もつとも、維持会の問題に関しては監事についても理事と同様のことが当てはまり、維持会の実態について十分に認識していた者があるとするれば、その監事における法人関連の寄附金募集团体に関する管理の必要性についての認識の欠如が監査体制の機能不全の一因といえよう。しかし、そのような認識がなかった場合に、監事の職務遂行状況が法人の監査体制が維持会に関する問題に関して十分に機能しなかった原因となっているとは認め難い。

エ 監査人の会計監査

維持会の収支と法人の計算書類の消費収支の関係項目の金額を示すと、次のとおりである。

学校法人の計算書類
寄付金等(消費収支)

(単位:円)

摘 要	平成23年度	平成24年度	平成25年度
維持会からの寄付金	3,000,000	4,000,000	6,300,000
その他の寄付金	7,651,000	3,050,000	59,600,372
特別寄付金	10,651,000	7,050,000	65,900,372
一般寄付金	13,531,624	12,250,918	10,493,418
計	24,182,624	19,300,918	76,393,790
現物寄付金	6,928,547	5,457,006	4,302,342
寄付金合計	31,111,171	24,757,924	80,696,132
帰属収入合計	3,949,225,122	3,727,600,321	3,748,980,586

維持会の収支(判明分)

(単位:円)

摘 要	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会員からの拠出金			
正会員	8,835,000	8,561,000	8,729,000
賛助会員	2,596,600	3,495,000	3,837,100
特別会員	350,000	690,000	140,000
収入合計	11,781,600	12,746,000	12,706,100
寄附金支出等			
法人への寄附金	3,000,000	4,000,000	6,300,000
振込手数料	99,810	805,493	1,287,170
支出合計	3,099,810	4,805,493	7,587,170
収支差額(不明分)	8,681,790	7,940,507	5,118,930

維持会から法人に対する寄附額は、単年度の収支で考えれば、法人全体に対しさほど大きな割合を占めるものではない。従って、明らかに収支差額が用途不明金となっていると分かっていた場合などは格別、何らかの合理的な説明が付くことが期待されれば、敢えて問題とはしないことは十分に考え得る。

そして、上記(1)アで述べたとおり、監査法人は維持会を監査対象に入れる必要はないと判断した。この判断が適切であったかについて、ここで意見を述べることは差し控える。その理由は次のとおりである。

通知第 454 号に記載された事項に違反しているか否かについては、監査意見に影響しない場合でも監査法人として手続しなければならないものであり、本委員会として見解を述べたが、ここでの監査法人の判断は、監査そのものの実施状況の適切性に関するものである。そして、監査そのものの実施状況に関しては、例えば、法定監査に関しては、日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度や監査業務審査会による審査制度があり、豊富な監査の専門知識と経験を有し訓練を積んだ公認会計士がチームを組み、監査人からのヒアリングおよび監査調書の閲覧・チェック等を行って、監査の実施状況を検証している。そもそも監査とは、監査計画の立案にはじまり、多段階にわたるリスク評価手続、リスク対応手続等からなる監査手続による総合判断であり、また、各監査手続における個別の判断の適否については、どのような状況下で行ったのかを解明しなければならず、詳細な調査を経ずしてその是非を一概に論ずることはできない。上述した監査法人の広島女学院における監査手続の適否の正確な検証がなされるとすれば、それは別途しかるべき機関が行うのが適切であると考えられる。

4 維持会において用途不明金が発生しその状態が放置された原因

(1) 調査の結果等

ア はじめに

昨年7月および9月に調査・対策委員会が作成した報告書1および2は、主として維持会における会計上齟齬のある金額およびその用途の調査結果

を記載している。その結果の正否を検証するためには、維持会資金の用途について、①金銭支出の対象となった相手方に対し全体として支払われた額、②そのうち法人から支払われた額、③①と②に差額があればそれを誰が支払ったのか、という3点を調査しなければならない。しかし、例えば金銭支出の対象が特定のイベントなどであった場合、①の点を確定するのは非常に困難であるし、②についても会場費、交通費、謝礼等科目が多岐にわたっていることがあり特定が難しく、③については個人が自己負担をした可能性もあることなどを考えると、追跡調査には非常に難しい面がある。それに加え、調査・対策委員会の調査時と同様に当委員会においても維持会の会計帳簿類は入手できなかったこと、法人において会計記録が残存しているのが平成14年度以降であること、元事務局長以外に維持会会計に関与した者がほとんどいないこと、Aを補助して数年間維持会会計に関与していた者が昨年亡くなったこと、調査・対策委員会において既に相当程度の調査がなされていたことなどから、用途不明金に関し上記報告書1および2をさらに掘り下げて調査・検証を行うことは極めて困難であった。

イ 特定の事項に関する調査結果

上記アのような事情から、本委員会においては、下記の事項に絞って用途不明金に関する調査を行った。

(ア) 園児事故の解決費

調査・対策委員会の報告書1および2によれば、Aは、平成6年ないし10年にかけて、ゲーンズ幼稚園の園児に関する指の事故などが4件発生し、その解決費用として維持会資金から1回あたり100万円を支出したと述べているとされる。

本委員会の調査において、少なくとも平成10年に園児の事故が1件発生し、100万円を支払った旨の記録が確認された。ただし、同事故に関する示談金総額が100万円に合意されたか否かは記録からは明らかでなく、100万円を法人が負担したかも確認できなかった。但し、平成14年以降の法人会計の記録を精査したところ、上記事故の被害者である幼

児（当時）に対し、平成 25 年に再度一定額が法人から支払われていることが確認された。勘定科目は「管）雑費支出・一般」であり、摘要は「示談金支払（ゲーンズ幼稚園）」であった。

（イ）生徒および教師関連支出

調査・対策委員会の報告書 1 および 2 によれば、A は、平成 8 から 10 年にかけて、二人の大学教員について、大学の学生との間で 4 件のトラブルが発生し、その解決費用として合計 426 万円を支出したと述べているとされる。

この度法人会計の記録を調査したところ、大学教員関連訴訟の判決に従った金銭の支払いが平成 19 年度に法人からなされていることが確認された。また報告書 1 および 2 に記載された件と関係ないと思われるが、中学校関連訴訟の和解金として平成 14 年度にやはり法人から一定額が支払われていることも確認された。勘定科目はいずれも「管）雑費支出・一般」であり、摘要は「平成 17 年（ワ）第 1012 懲戒処分無効確認等請求事件判決支払」「中学校訴訟事件和解金 予備費」であった。

（ウ）土地の購入代金

調査・対策委員会の報告書 1 および 2 によれば、A は、平成 4 年に、大学の校舎裏の民有地を購入する際、当時の理事長から「事務局長において財務理事と相談して処理するように」と指示され、土地所有者 2 名に対し、広島市の制限を上回る購入代金の上乗せ分および境界線をめぐる解決金を維持会資金から支出したと述べているとされる。

この点について当時の事情を知る職員にヒアリングしたところ、確かに隣地の土地所有者との間にトラブルがあったと聞いているが、それは隣地の土地同士の境界の問題であり、法人との境界に関するものではないとのことであった。また、当時の理事長は既に死亡している。

なお、上記土地所有者のうち一人は既に死亡しており、もう一人の所在は確認できていない。

（エ）職員電話対応解決金

調査・対策委員会の報告書 1 および 2 によれば、A は、法人にかかっ

てきた電話を職員が取った時の対応が悪いということで、電話をかけた人物から苦情が出て、その解決のために平成 17 年から 19 年にかけて維持会資金から複数回にわたり 1 回あたり 5 万円から 200 万円程度の振込をし、その合計額が 1100 万円から 1200 万円程度にのぼると述べているとされる。

この点について、その時期に苦情の電話が頻繁に掛かってきたと述べる関係者は複数存在するが、金銭を支払って解決したと明確に認識している者は確認できなかった。

(オ) 維持会事務に関するアルバイト料

関係者へのヒアリングによれば、A が維持会の事務について補助を依頼していた職員は 3 名確認できたが、その 3 名が同時並行で補助していたことはないようである。その中で最も補助作業を長期間行っていたと思われる者によれば、作業内容は振込者一覧表の作成、領収書の発送、新入生宛ての勧誘文書の作成・印刷と封筒詰め・発送、総会案内ハガキの発送等であり、会計には全く関与しておらず、これらの作業に対し A から年間 15 万円ないし 30 万円を数回支払ってもらったとのことであった。

(2) 本委員会の見解

ア 使途不明金について

上記(1)アで述べた事情から、A が述べている維持会資金からの支出が事実であるかの調査・検証は非常に困難であったが、そのような中で行った本委員会の今回の一定の調査において、調査・対策委員会の報告書 1 および 2 の維持会資金の使途に関する記載について、とりたてて不適切な点は認められなかった。

もともと、上記(1)イに記載した各事情を基にすれば、A が述べる維持会資金の使途の一部に対しては、それが事実であることに疑問を持たざるを得ないと考えられる。なぜなら、例えば、園児や教員とのトラブルに関する解決金については、平成 16 年以降に 3 件法人会計から支出している事実が確認されており、それ以前の事故等についても法人会計から支出でき

ない理由を認めがたいし、維持会事務のアルバイト料の支払いについても、補助作業をしていた者の供述から、その総額が 2000 万円程度にまで達すると考えることは困難だからである。

イ 使途不明金の発生が長期間放置された原因

この点については、多くの原因が複合的に作用した結果であると考えられる。その要素を上げれば、①維持会自体が会計について十分なルールを持たないまま活動を継続しており、総会における決算書類なども収支のみが記載され現金預金等の残高が示されていないなど明らかに不備があったにもかかわらず、それに対し改善を求めることがなされていないなど、維持会自体の管理能力が極めて低い状態にあったこと、②維持会の監事 2 名が公認会計士や税理士のような会計の専門家ではなく、十分にその職責を果たしていなかった可能性があること、③維持会の会計が事実上長期間 A 一人に任せられたこと、④A が法人内で一定の信頼を得ており、A の会計処理の適切性を表立って疑問視することが難しい雰囲気があったと考えられること、⑤維持会に対する納付金の性格が必ずしも明らかではなかったこと、⑥法人の複数の役員が維持会の理事となっていながら長期間何ら疑問や意見を発していないように、法人においては、概して維持会は法人とは別団体であり法人が会計を管理すべきものではないと意識されていたと思われること、⑦維持会への金員納付者に寄附金受領証明書が発行されていることから、維持会の会計は法人が一定程度管理すべきものであったと考えられるにも拘わらず、法人の管理体制の不備等からそのような対応がなされなかったこと、⑧歴代の理事長において法人「経営」を行うという意識が総じて低かったと思われること等である。

5 維持会運営の透明性が保たれなかった原因

維持会運営の透明性が保たれなかった原因については、まず、基本的に A 個人に大きな責任があることはいうまでもない。その点を除けば、上記 1 ないし 4 で述べたことにほぼ包含されるものと考えられる。

その中から重要な点を改めて述べれば、維持会において、長年にわたり A 一

人に会計を担当させ、監事のチェックも機能せず、法人は維持会会計のルールづくりに関与せず、さらに法人の管理監査体制の下でもチェックが行われてこなかったことが、最大の原因であると思われる。

また、この問題は直接的には法人でなく維持会の運営に係る事案ではあるが、維持会発足準備段階から理事長等の法人関係者が関わり、理事会においても発足前後の会議で維持会に関する報告が行われていること、維持会の事務・経理が法人の事務局長・財務理事・理事長補佐の立場であった法人職員であるAに任せられていること、学生・生徒・保護者等に寄附金受領書が法人名で送付されていることといった点から見れば、この問題は法人全体の問題ともいえ、法人による管理の不適切さも原因となっていると考えられる。

以上